

議第148号

辺地に係る総合整備計画（北区杉阪地域）の策定について

辺地に係る総合整備計画（北区杉阪地域）を次のように定める。

平成21年 9月15日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

辺地に係る総合整備計画（北区杉阪地域）

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町の名称

京都市北区杉阪道風町，杉阪都町，杉阪東谷，杉阪南谷及び杉阪北尾

(2) 地域の中心の位置

京都市北区杉阪都町76番地

(3) 辺地の人口

87人

(4) 辺地の面積

5.42平方キロメートル

(5) 辺地度点数

106点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

(1) 辺地の地勢

当該辺地は，京都市北区の北部に属する山間地で，北区役所から約11キロメートルの距離にある。

当該地域の西側を走る国道162号は，京都市内中心部へ向かうための主要道路であり，当該国道に接続する府道107号雲ヶ畑下杉坂線や府道31号西陣杉坂線沿いを中心に集落が形成されている。

(2) 施設の整備を図ることが特に必要である事情

当該辺地においては、携帯電話を使用することができない箇所があるため、携帯電話を使用することができる地域との間において情報格差が生じている。

そこで、移動通信用鉄塔施設の整備を行うことにより、当該辺地とその他の地域との間における情報格差を是正する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成21年度から平成23年度までの3年間

(単位：千円)

| 施設名 | 事業主体名 | 事業費 | 財源内訳 | | 一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額 |
|---------------------------|-------|--------|-------|--------|---------------------|
| | | | 特定財源 | 一般財源 | |
| 電気通信に関する施設 (移動通信用鉄塔施設) | 京都市 | 48,000 | 6,000 | 42,000 | 42,000 |

提案理由

辺地に係る総合整備計画（北区杉阪地域）を定める必要があるので提案する。